## 社会福祉教育推進事業サポートシステム助成金交付要項

- 1. 趣 旨 この要項は、「社会福祉教育推進事業サポートシステム実施要項」(以下 「実施要項」という)に基づき、指定校が行う社会福祉教育推進事業に 対して、予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定める。
- 2. 助 成 金 助成金は事業費として1講座につき5,000円助成する。但し、全体で60事業までとし1校の上限は4事業までとする。また、講師派遣が必要のない事業は除く。
- 3. 助成用件 決定された学校は、実施要項に掲げる事項を効果的に推進すること。また、県社会福祉協議会が指定する福祉教育推進事業校は助成金対象から除く。

## 4. 助成金交付申請

- (1)決定された学校は、**助成金交付申請書(様式2)**を太田市社会福祉 協議会(以下「市社協」という)に提出する。
- (2) 市社協は、申請書類に基づいて助成金を交付する。

※決定した事業を実施しなかった場合は助成金を返還するものとする。

附則 この要項は、平成25年4月1日より施行する。